



information
市税等収納向上

問合せ
納税係 ☎32-2219

口座振替の手続き

市税等の納付は、便利で確実な口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。

一度手続きをすると、それぞれの税金・料金の納付期限の日に指定口座から自動的に引き落としになります。金融機関に出向く必要がなく、うっかり納付を忘れる心配もありません。

口座振替手続きは、市内各金融機関および市役所税務課で承ります。

※税金や料金などの納付書、預金通帳、口座登録印が必要です。

問合せ
納税係 ☎32-2219



【今月の納税】

市道民税	第4期
国民健康保険税	第7期
後期高齢者医療保険料	第7期
納期限	1月31日(月)まで

市有財産貸付料の納付は忘れずに

市有財産の土地貸付料や建物貸付料は、お手元に送付した納付書を使い、納期限までに必ず納付しましょう。

なお、著しく不誠実な滞納者と判断した場合は、賃貸借契約の解除や行政サービスの制限などを実施することがあります。

特別な事情で貸付料の納付が困難な場合は、分割納付などもできますので必ずご相談ください。また、借受人の氏名や住所などに変更があったときや貸付財産を市に返還しようとするときは速やかに届け出をしてください。

問合せ
契約管財係 ☎32-2212



税金・料金の納付について

市では、24時間いつでも納められるようコンビニ収納を含めた納税環境の整備を行っております。

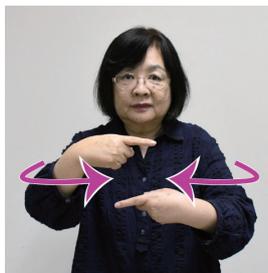
また、スマホアプリのバーコード決済(PayPay、LINE Pay)を利用し、金融機関やコンビニに行かなくても、市税等を納付することができるようになりました。

※スマホアプリで納付した場合は、領収証書は発行されません。取引履歴を保存願います。

※領収証書が必要な場合は金融機関などの窓口やコンビニエンスストアにてお納めください。

市税等とは…

- 市道民税
- 後期高齢者医療保険料
- 固定資産税及び都市計画税
- 介護保険料
- 軽自動車税
- 住宅使用料
- 国民健康保険税
- 駐車場使用料
- 建物貸付収入



人差し指を左右から引き寄せて
「一月一日(元日)」



指を上に向けて閉じた手を…
「おめでとう」



開きながら上にあげる



第54回
「あけましておめでとう」

手話モデル 高橋 紀子 さん
(赤平手話の会)

固定資産税の課税免除

「赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、一定の条件のもと新事業や増産、建物の建て替え、増築、修繕や模様替えなどをする事業者の固定資産税の課税を免除します。

固定資産税に関する問合せ

市役所 市税係 ☎32-2219

企業振興に関するご相談

市役所 商工労政係 ☎32-1841

対象業種	資本金	工場などの家屋、工場敷地の土地、機械・装置の取得価格
製造業・旅館業 (下宿を除く)	5,000万円以下 (個人事業主を含む)	500万円以上
	5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上(※)
	1億円超	2,000万円以上(※)
農林水産物などの 販売業・情報サービス業 など	5,000万円以下 (個人事業主を含む)	500万円以上
	5,000万円超	500万円以上(※)

※資本金が5,000万円を超える事業者は新增設に限ります。
そのほか、要件の詳細についてはご相談ください。

【免除の内容】

令和3年4月1日～令和6年3月31日に事業のために取得した建物や土地、機械および装置に対する固定資産税を3年間免除

【申請方法】

令和3年4月1日～令和4年1月1日の取得については、1月31日までに必要書類を整え市役所税務課に申請してください。

※必要書類は税務課にあります。

赤平市新型コロナウイルス感染症対策

中小企業等経営持続化支援金

市内で事業を営む中小企業者などの経営持続化および雇用継続を支援します

申請受付

1月6日(木)～2月16日(水)

【支援金額】

個人事業者 10万円

法人事業者 20万円

雇用者加算 ひとりにつき5万円

【交付要件】

- 2019年12月31日以前創業で、通年で事業を行なっている。
- 主たる業種(事業収入の割合が最も大きい業種)が対象業種である。
- 今後も事業継続する意思がある。
- 主たる業種の合計事業収入が、対象期間(2021年9月～11月)と2019年9月～11月を比較して30%以上減少している。
- 主たる業種の合計事業収入が対象期間と2019年9月～11月の両期間で支援金額以上である。

※2020年中に創業した方は、新規創業特例が適用になりますのでお問い合わせください。

【申請方法】…郵送または持参

【必要書類】(添付書類は全て写し可)

- 中小企業等経営持続化支援金交付申請書(様式第1号)
- 対象期間と、比較する前々年同期の主たる業種の合計事業収入が分かる書類(申告書など)
- 雇用者加算を申請する場合、雇用保険の被保険者が分かる書類
- 振込先金融機関口座確認書類
- 身分証明書(個人事業者)
- 中小企業等経営持続化支援金交付申請に係る誓約書兼同意書(様式第2号)

問合せ・申請先

市役所 商工労政係 ☎32-1841